



資料

1 清須市総合計画審議会設置条例……………	82
(平成17年9月30日条例第156号)	
2 審議会委員等名簿……………	84
3 政策提言会議(防災防犯・市民参画会議)提言書…	86
4 政策提言会議(財政運営・公会計情報会議)提言書…	94
5 提言書……………	104
6 計画案(中間まとめ)のパブリックコメント実施結果…	106
7 清須市の人口見通し(将来人口推計)…………	114
8 清須市のSWOT(スウオット)分析……………	120

1 清須市総合計画審議会設置条例(平成17年9月30日条例第156号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、清須市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)市教育委員会の委員
- (2)市農業委員会の委員
- (3)市内の公共的団体の役員又は職員
- (4)学識経験を有する者
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(参与)

第7条 審議会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、国又は県の行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 参与は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月29日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 審議会委員等名簿

審議会委員（任期:平成18年2月22日～平成20年2月21日）（敬称略・順不同）				
区分	職名		氏名	ふりがな
1号	教育委員会	委員長	堀尾 誠治	ほりおせいじ
2号	農業委員会	会長	浅井 尊弘	あさいたかひろ
	更生保護女性会	会長	青山 禧子	あおやまとみこ
	国際交流協会	副会長	大野 久子	おおのひさこ
	社会福祉協議会	会長	小川 禎一	おがわていいち
	消防団	連合消防団団長	齋藤 雅美	さいとうまさみ
3号	人権擁護委員会		建部 憲子	たてべのりこ
	寿会連合会	副会長	谷野 嘉一	たにのかいち
	女性の会	清洲町会長	平松サナエ	ひらまつさなえ
	身体障害者福祉協会	会長	芳村 重夫	よしむらしげお
	商工会	西枇杷島町会長	和田 典之	わたのりゆき
	愛知大学法学部助教授		入江 容子	いりえようこ
4号	南山大学総合政策学部教授（大阪市立大学名誉教授）	会長	遠藤 宏一	えんどうひろいち
	名古屋工業大学大学院工学研究科助教授	副会長	秀島 栄三	ひでしまえいぞう
	公募市民		後藤 尚三	ごとうしょうぞう
	公募市民		玉腰 征男	たまこしゆきお
	公募市民		山田 辰義	やまだたつよし
	政策提言会議メンバー（※※第2回審議会から参加）		小川利枝子	おがわりえこ
	政策提言会議メンバー（※※第2回審議会から参加）		木全 勝治	きまたかつじ
	政策提言会議メンバー（※※第2回審議会から参加）		山田 康博	やまだやすひろ
旧1号	市議会議員	（※議会改革により第2回審議会から不参加）	天野 武蔵	あまのむさし
	市議会議員	（※議会改革により第2回審議会から不参加）	高橋 傳	たかはしでん
	市議会議員	（※議会改革により第2回審議会から不参加）	渡邊 英明	わたなべひであき

政策提言会議（財政運営・公会計情報会議）メンバー（敬称略・順不同）			
職名		氏名	ふりがな
（市内の税理士など、経営的感覚で意見を述べられる市民）		指導 小西砂千夫	こにしさちお
		森川 勉	もりかわつとむ
		山田 康博	やまだやすひろ
		渡邊 眞弓	わたなべまゆみ

政策提言会議（防災防犯・市民参画会議）メンバー（敬称略・順不同）			
職名		氏名	ふりがな
名古屋工業大学大学院工学研究科助教授		指導 秀島 栄三	ひでしまえいぞう
特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事		協力 栗田 暢之	くりたのぶゆき
（公募市民及び市内のボランティア団体等で活動している市民）		梅村 寛	うめむらひろし
		小川利枝子	おがわりえこ
		河田 清	かわだきよし
		木下 博之	きのしたひろゆき
		木全 勝治	きまたかつじ
		久米理一郎	くめりいちろう
		鹿山 秀樹	しかやまひでき
		角倉美名子	すみくらみなこ
		関 行雄	せきゆきお
		野田 寛子	のだひろこ
		野本 英代	のもとひでよ
		松岡 繁紀	まつおかしげのり

審議会委員（任期:平成23年12月1日～平成25年11月30日）				（敬称略・順不同）
区分	職名		氏名	ふりがな
1号	教育委員会	委員長	副会長 福田 一子	ふくたかずこ
2号	農業委員会	委員長	浅井 尊弘	あさいたかひろ
3号	更生保護女性会	会長	青山 禧子	あおやまとみこ
	国際交流協会	会長	後藤 尚三	ごとうしょうぞう
	社会福祉協議会	会長	小川 禎一	おがわていいち
	清須消防団	消防団長	齋藤 雅美	さいとうまさみ
	寿会連合会	会長	太田 廣史	おおたひろし
	女性の会	副会長	山内 文江	やまうちふみえ
	手をつなぐ親の会	会長	渡辺 玲子	わたなべれいこ
	商工会	会長	大竹 孝三	おおたけこうぞう
	観光協会	副会長	箕浦 信夫	みのうらのぶお
4号	名古屋経済大学経済部	教授	会長 牧野 香三	まきのこうぞう
5号	ブロック制運用検討部会		駒津 武生	こまつたけお
	ブロック制運用検討部会		伊藤 榮二	いとうえいじ
	ブロック制運用検討部会		櫻井 誠治	さくらいせいじ
	ブロック制運用検討部会		増田 隆光	ますだたかみつ
	ボランティア連絡協議会	会長	隅田 義明	すみだよしあき
	子育てボランティアふぁにいマンマ	代表	中田 繁美	なかたしげみ

3 政策提言会議（防災防犯・市民参画会議）提言書

I はじめに

私たちの住む清須市は、平成12年の東海豪雨で大きな被害を受けました。この地域には、その当時の記憶が深く刻まれています。新川の決壊と浸水、家屋の被災と避難。大水の中で逃げられなくなった人。そして水が引いた後の復旧と後片付け。どれも私たちには初めての経験でした。

そして、この水害を機に、私たちは、隣近所や地域での「顔の见えない関係」や「行政頼みの姿勢」が大きな不利益をもたらすことを、身をもって知ることとなりました。

しかし、水害による被災の程度は、合併前の地区によって差があるため、災害に対する緊張感や地域活動には地区ごとに温度差があります。また、水害から5年が経ち、今では、近くに住む者同士が水害について話し合う機会もほとんどなくなりました。

地域の行事やお祭りは行われても、あの水害の時に身をもって知った問題は、今でも解消していません。合併して、新しい市として、このまちをより暮らしやすくしていくために、この問題とどう向き合っていったらよいのか、これから模索し、答えを出していく必要があると思います。そんな中で、今回、市の新しい総合計画づくりのために、市民参画による政策提言会議を開催するというお話があり、何かのお役に立てればと思い参加することにしました。

私たちの提言で、問題のすべてに答えを出すことはできません。しかし、私たちは私たちなりの経験と、地区の違いを知った上での見解に基づいて、これからの地域社会はいかにあるべきか、そして合併したばかりの市において市民と行政との関係をいかに構築するかを考えてみました。その結果がこの提言です。

【政策提言会議（防災防犯・市民参画会議）の目的】

- 市民参画による総合計画づくりの一環
- まちづくりを進めていく上で、行政と市民がどのような協力関係を築いていくか、行政と市民の協働のあり方をどのように構築していくかを議論
- 市と市民が同じ目線に立って情報や問題意識を共有し、一緒になって解決方法を検討
- 住民の関心が高い「防災」「防犯」を切り口として議論を進め、他の分野にも応用可能な考え方、方法を見出すことを目指す

【会議の開催状況】

第1回（平成18年3月1日）

- NPO法人レスキューストックヤード代表理事・栗田さんの講演「災害に強い地域づくりの現状と課題について」を受けて、清須市及び旧3町における住民・行政双方の災害時対応の問題点を探る（「あの時こうすればよかった」「こうして欲しかった」）。

第2回（平成18年4月12日）

- 第1回の結果を踏まえ、平成12年東海豪雨水害の経験を振り返って、住民と行政が行うべき取り組みを明らかにする。

第3回（平成18年6月8日）

- 防災をテーマとして、住民と市の協働に向けた課題とその対応策について整理する。
- 防災に限らず、防犯その他の分野についても議論を展開し、住民と市の協働のあり方についての提言書（案）をまとめる。

II 清須市の地域社会の現状

まず、政策提言会議（防災防犯・市民参画会議）では、防災の観点を起点にして、清須市の地域社会の現状や、市民と行政との関係について、意見を出し合いました。

① コミュニティの維持、活発化

- ・ コミュニティ活動を継続することは、結構難しい。町内会長が毎年交代すると、活動だけではなく書類の継承も困難な場合がある。
- ・ 体験を伝承する人が必要。支援班の活動は人手が足りない。自営業がしっかり成立すればまちに人手が残り活動が活発化するのでは。地区によっては、自主防災組織のメンバーは、選出して名簿に載せるだけに近い状況になっている。自主防災組織をどうするのか、これから問題になる。

② 隣人との関係、コミュニケーション

- ・ 隣人とのコミュニケーションは、すぐできる契機はあるものの、実際に行うのは意外と難しい。子ども会とか組とか、小さな範囲でつながりを作ることが必要。
- ・ 助けられる人は、自ら信号を発する必要がある。一方、近くには寝たきりのお年寄りがいて自ら信号を発しにくい（あるいは信号が弱い）。いざという時に、どうやって助けるかが大きな問題。自主防災組織があるとはいえ、隣のことはわからない。

③ プライバシーの問題

- ・ 防災を考えると、プライバシーは大問題。ご近所での把握が必要。防災のために障害者の名簿を作ろうとしたが、うまくいかなかった。プライバシーの壁が大きい。
- ・ 災害は天災だけではなく、人災もある。例えば災害が起こったときに路上駐車があれば、それが邪魔して通行ができない、というケースもある。

④ 旧町ごとの特性、相違点

- ・ 東海豪雨の際の経験で、いざとなると地域の色が分かれた。前向きなところと後ろ向きなところがある。旧西枇杷島町では被災経験によって危機感がある。しかし、被災が少なかった旧清洲町でその話をしても、なかなか伝わらない。被災の経験の差が意識の差につながっている。

⑤ 議会・行政との関係

- ・ 「どんどん意見を言ってくれ」と議員さんから言われるが、議会では何をやっているかよくわからない。
- ・ 市の広報を見ても、いろいろな問題は簡単にしか書いていない。

Ⅲ 地域社会の現状を踏まえた対応策（テーマごとの提言）

次に、私たちは市民と行政それぞれがとるべき対応策について意見を出し合いました。

1 防災・・・水害が再び起きたとき、どのように立ち向かうか

防災といえば、行政（市役所）の取組みが第一と考えられがちです。確かに堤防や貯水池など防災基盤の整備や避難場所の確保、備蓄、搬送などは行政の仕事です。これに私たち自らの取組みが加わって初めて、被害を最小限に食い止めることができるはずです。決して楽なことではなく、すぐに実現できないものもありますが、私たちは、防災に向けて下記のような取組みが必要なのではないかと考えました。

（1）防災・減災がいかに重要か、市民が身にしみてわかる取組み

- ① 体験の共有
 - ・ 客観的な事実・データの収集と公表（被害状況・ハザードマップなど）
 - ・ 被災者など特定の人が独自に得たリアルな資料の共有
 - … いつ何が起こったか、そしてどのような対応をしたか、時間を追った記録・記憶に関する情報提供
- ② 災害の怖さ、その後の対応の難しさを思い起こすきっかけづくり
 - ・ 災害に関するイベントの開催（ハザードマップを読む会、など）

（2）地域住民のコミュニケーションのきっかけづくり

- ① 減災マニュアルの作成（市民が自ら作るのか、行政がつくるのか、要検討）
 - ・ 災害発生時と発生後の事態を予測し、災害時と事前準備に何をすべきか明らかにする。（例えば災害後のゴミ処理など）
 - ・ 災害の規模などの見通しを立て、安心感を得る。
- ② 情報共有に向けた「下地づくり」
 - ・ 市内の先進的な事例の紹介：月1回の寄り合いに人が集まる地域、など
 - ・ 市民全体への情報提供のあり方の再検討（注目してもらうための工夫）
 - ・ 地区（町内会）の名簿作成に向けた意識醸成
 - … 高齢者・障害者など、災害弱者がどこに住んでいるかを把握し、名簿作成に向けた理解を得る。プライバシーの問題を乗り越えるため意識を共有する。

（3）減災に向けた、具体的な行動喚起

- ① 地区組織のあり方見直し
 - ・ 各地区の裁量で、「町内会」と「防災組織」の関係・役割分担を見直し
 - … 「町内会」と「防災組織」の役員を別に選ぶことを選択肢として大きく提示し、特定の人に過度の負担がかからない仕組みを構築する。
 - ・ 防災に関する知識を習得できる人材（人手）の確保
 - … 地区の取組みの中で、防災の準備にある程度集中できる人を確保する。
 - ・ 防災倉庫の鍵の管理など、地区内の情報共有

- ② 災害に備えたトレーニング
 - ・ 市内の先進的な事例の紹介：月1回の寄り合いで、事例を紹介
 - ・ 防災に関する知識を習得するための機会の確保（研修、講演会など）

（4）地域社会と行政のコミュニケーション強化

- ① 市職員との意見交換
 - ・ 市職員の災害時の取組み紹介（例：AEDの利用、職員の配置体制）
 - ・ 市民はどこまで市職員に頼れるか、過去の経験に基づく意見交換
- ② 行政の役割や対応に関する情報提供
 - ・ 行政の防災担当の取組み（地域防災計画）の紹介
 - ・ 現状の組織・人員・社会基盤で、どこまで対応できるか（できないか）の明確化
 - ・ 今後の整備の見通しの紹介

2 防犯・・・最近の異常な犯罪をどのように抑止するか

最近、子どもが襲われる犯罪が全国で多発しています。以前よりも凶悪化し猟奇的な犯罪も見られます。幸い清須市では、全国を揺るがすような犯罪は発生していませんが、それでも、子どもが不審者に声をかけられるケースは発生しています。

行政の力と私たち市民の力を合わせても、子どもたちを目の届く範囲に置き続けることは難しいかもしれません。しかし、犯罪抑止につながるような取組みは色々あると思います。私たちは、防犯に向けて下記のような取組みが必要なのではないかと考えました。

（1）地域住民のコミュニケーション

- ① 「一声かけ・挨拶運動」
 - ・ 近隣住民相互に声を掛け合い、挨拶ができる関係の構築
 - ・ いざというときの情報交換の基盤づくり
- ② 不審者に関する情報交換の機会設定
 - ・ 町内会の寄り合いなど、不審者に関する情報交換
- ③ 子供の見守り
 - ・ 子どもが遊ぶ時間帯に高齢者等が公園に居合わせられるような仕組みづくり

（2）犯罪抑止に向けた、具体的な行動

- ① 小学生を対象とした、通学時・放課後の見回り・パトロールの実施
 - ・ PTAのみならず、地域住民の参加によるパトロールの実施
 - ・ 輪番制による特定個人への負荷軽減
- ② 不審者の発見・接触記録の作成
 - ・ 不審者の徘徊・子どもへの接触などの情報を収集し、地域で共有
 - ・ 市全域を対象としたデータベース化、地図情報の作成
- ③ 窃盗・空き巣対策
 - ・ 警察の協力による、狙われやすい家屋・周辺環境の明確化、対応策のアドバイス

3 市民に輪が広がり長続きする仕組みづくり

私たちはこの会議の中で、地域社会を「いざという時に備えた、義務を伴う結びつき」として捉えてきました。その中には面倒な事柄も多く、ともすれば息苦しいものになりがちです。防災や防犯は必要な取組みであることは間違いありません。しかし、その話だけを語ると、まるで地域社会が「治安維持と相互監視のネットワーク」のようになってしまいます。

私たちが理想と考える地域社会はそんなものではありません。昔から地域社会というものは、息苦しいばかりではなく、ふれあいや楽しさを伴ったものであったはずです。みんなが集まる機会や共同の行事などは、楽しさややりがいがあってこそ長続きするものです。そしてみんなが参加して長続きする取組みが、結果的に、災害や犯罪にも強い人と人のネットワークにつながるのだと思います。

私たちは、市民に輪が広がり長続きする仕組みづくりに向けて、下記のような取組みが必要なのではないかと考えました。

(1) 市民活動の喚起と活動を広げる工夫

- ① 清須市のタウン情報・コミュニティ情報の発信
 - ・ 名物店主、名物料理、見所の紹介など
 - ・ 地域の活動を自ら紹介するメディアの発行（コミュニティ新聞など：市内に事例あり）
- ② 行事・お祭りの相互訪問
 - ・ 旧3町ごとに開催される行事を相互に体験できる機会の確保
 - ・ お祭りや行事に関する情報交換

(2) 清須市のまちづくりへの参画、体験

- ① 清須市のタウンウォッチングの開催
 - ・ 健康づくりと交流を目的とした清須市を巡り歩く会の開催
 - ・ 幼稚園・保育園・小学校における保護者参加のタウンウォッチングの実施
- ② わがまち意識を育てる活動の実践
 - ・ 公園や河川敷等の清掃イベントの開催、美化活動の実践

(3) 交流の機会確保

- ・ 活動団体間の情報交換や機会確保
- ・ 世代間交流の場の確保、公共施設の機能見直し
- ・ 企業も一市民として参加できる環境の整備

4 市民と行政の連携を強化する仕組みづくり

私たちは、地域社会を自らがつくり守るものだと考えます。私たちが地域の主役です。行政に対しては取組み提案などをもっと行っていくべきだと考えています。こうした取組みに積極的に関与する市民が増えれば、もっともっと暮らしやすく誇らしいまちになり、まさに「魂」が入った地域社会になるでしょう。

一方、行政の取組みは、どうしても「縦割り」になりがちです。私たちは、地域の問題解決のために行政の力を借りることもありますが、その問題や悩みは必ずしも「縦割り」どおりに収まるものばかりではありません。これは清須市に限った問題ではないと思いますが、合併を機に市も「縦割り」にとらわれない取組みを進めていただきたいと思います。

- ① 行政によるまちづくりモニターの募集
 - ・ まちづくりの提案をする市民を「モニター」として登録
 - ・ モニターからの提案は市ホームページで公表、可能な限り市担当部局から回答
- ② 市民と行政の意思疎通の促進
 - ・ 行政施策の分野を横断する市民の悩みや問題を受け止める組織横断的な相談窓口の開設
 - ・ 市民の悩みや問題に応じた対応部署への取次ぎ、施策の参考とする意見の把握
 - ・ 各庁舎に設置されている市民サービスセンターの地域活動支援のあり方を再検討
 - ・ まちづくりや行政の取組みに関する意見交換の場を設ける

Ⅳ これからの市民参画のあり方（提言まとめ）

地域社会では、「地道な活動を長く継続する」ことが非常に難しく、担い手や人手が確保しにくいということが問題になっています。また、隣近所といえどもコミュニケーションのきっかけをつくるのは意外に難しいことも問題です。そして最近、プライバシーの壁が非常に高くなって、市民どうしの情報交換やコミュニケーションが行いにくくなっています。

市民の無関心、不十分な情報伝達、そして防災活動の必要性などが身にしみてわかっていない、といったことが理由として考えられます。つまり地域社会の維持には、より便利、より快適、そしてより面倒がない暮らしを追求すること、と相反する側面があるといえます。地域社会には、たとえ少々負担が増えてもやらなければならないことがあって、それをいかに分担して軽減していくかという課題があるのだと思います。その受け皿ができて初めて、市民と行政の関係が構築できるはずです。そして、お互いに信用できる関係が構築されれば、プライバシーを超えて助け合える取組みが始まるはずです。

これからの市民参画の方向性

- ① 特定の人に負荷をかけず、楽しい取組みから地域社会を支え始める
- 地域社会に「魂」を入れ、誰もが長く安心して暮らせるようにするには、しっかりした担い手と組織が必要です。しかし往々にして、特定の人の無償の頑張りに頼ってしまいがちです。それを完全に解消できるかどうかはわかりませんが、できる限り分担し負担を分散させることが必要です。それとともに、誰もが気軽に楽しみながら参加できる取組みを広げて、みんなで地域社会を支えるようにしたいと思います。
- ② 地域社会の中で、お互いが「人見知り」をこえて、コミュニケーションができる
- 清須市の中でも、隣に誰が住んでいるかわからないというケースは増えていると思います。しかし、ちょっとした知り合うきっかけがあれば、お互いの気持ちや和らぐこともあるはずです。決して大げさな話ではなく、「人見知り」を超える取組みが必要だと思います。
- ③ 相互理解と相互扶助の必要性を、市民が「身にしみてわかる」
- いざというときはお互いが助け合わなければならない、頭でわかっていても、実際に行動に移すのは難しいものです。それは、本当は「わかっていない」のかもしれませんが。大きな災害が起こったときなど、何が起こり何をしなければならないのか、身にしみてわかる取組みが必要だと思います。
- ④ 市民がまちをよく知る。行政は的確な情報を伝え、縦割りを超えた取組みを
- 地域社会を守る取組みには、行政を含め、様々な人や組織の間の連携が欠かせません。しかし、例えば市役所には何ができて何ができないのかは、市民はよく分かっていません。市民の知る姿勢にも問題があったかもしれませんが、行政も情報提供が万全だったのでしょうか。これからは、お互い何ができてどこまでやるべきか、相互の理解を深めるとともに、行政も縦割りを打ち破り、市民の問題関心に近づく取組みが必要です。

Ⅴ おわりに

私たちの住む清須市は名古屋市に隣接する大都市圏にあります。ベッドタウンとして住んでいる方も多く、日頃のコミュニケーション不足から、地域社会への協力が表れにくい面があることは、メンバーの意見が一致するところ です。もしかするとこの提言の中身は、「面倒なことを頼まれる」「余計なお世話」という側面があるかもしれませんが。大都市圏に住む身からすれば、それは無理からぬところだろうと思います。

しかし、私たちは平成12年の東海豪雨を経て、それでは私たちの住む地域社会は立ち行かないかもしれない、という現実に出くわりました。あの苦しかった経験があつて、私たちはたとえ面倒なことであっても、避けて通れないと身にしみてわかったのです。単に便利で快適で負担がないだけでは、地域社会は成り立ちません。行政のみならず私たち自身の負担もありますが、敢えてそこを明らかにすることによって、清須市のまちづくりと市民参画に向けて、一石を投げたいと思います。

これからの清須市：地域社会の目指す方向

市民がお互いに手を取り合える、「魂」の入った地域社会をつくる
義務も伴うが、楽しさもある地域社会をつくる

加藤市長をはじめ、清須市役所におかれても、ぜひ私たちの問題意識を受け止めていただき、今後のまちづくりに共に取り組んでいいたideきたいと思います。
最後までお読みいただき、ありがとうございました。

平成18年6月
清須市総合計画 政策提言会議（防災防犯・市民参画会議）
梅村 寛
小川利枝子
河田 清
木下 博之
木全 勝治
久米理一郎
鹿山 秀樹
角倉美名子
関 行雄
野田 寛子
野本 英代
松岡 繁紀
（以上12名、五十音順）
指導:名古屋工業大学大学院工学研究科助教授 秀島 栄三

4 政策提言会議（財政運営・公会計情報会議）提言書

I はじめに

私たちの暮らす清須市は、平成17年7月に3町合併によって誕生しました。これから市は、新しいまちづくりに向けた行政施策を行っていくことになると思いますが、そのときに大切なことは、自らの体力の範囲内で事業を行うということです。いま国は地方分権による財政改革を進めているとのことで、これからは清須市も、国の補助金などに頼ることなく自らの財源で自らの施策を行っていくことが必要になると思います。自前の収入で支出を賄うということは、市役所であっても、企業であっても、家計であっても、変わりはないはずです。

私たちは普段、民間企業とのお付き合いが多く、その中で企業の経営感覚や財務情報に触れる機会があります。そこで、今後の清須市の財政運営のあり方について、私たちの視点で提言をしたいと思います。その目線が市役所という公共団体を分析するのに適しているかどうか議論の余地はあると思いますが、市民感覚による一つの提言として、今後の清須市の行財政運営にとって少しでも参考となり、また市民と行政の議論のきっかけになれば幸いです。

【政策提言会議（財政運営・公会計情報会議）の目的】

- 市民参画による総合計画づくりの一環
- 補助金の見直しや税源移譲など国の三位一体の改革に伴い地方自治体の財政的自立が求められる中で、これからさらに厳しさを増すものと考えられる市の財政をどうやって将来世代に責任が持てるものとしていくかを議論
- 市と市民が同じ目線に立って情報や問題意識を共有し、一緒になって解決方法を検討
- 市が保有するデータをもとに議論し、市民の経営的感覚によって財政運営の方向性について検討を進め、将来にわたって持続可能な市政運営のあり方を見出すことを目指す

【会議の開催状況】

第1回（平成18年4月25日）

- 市の決算・予算、市制移行に伴い増加した事務事業、新市建設計画の内容、合併団体としての財政上の課題などについて市から説明を受け、市の財政状況や財政運営上の問題意識について情報を共有化する。

第2回（平成18年6月12日）

- 関西学院大学大学院経済学研究科・産業研究所・小西教授から、全国の合併事例からみた合併団体としての清須市の特徴、他市町村と比較した清須市財政の特性・位置づけを解説していただき、市の財政運営上の懸念材料、財政構造上の問題のありかについて議論。

第3回（平成18年8月11日）

- 今後の財政見通しに関する議論を行い、財政運営のあり方についての提言書（案）をまとめる。

II 清須市の財政状況

私たちは、まず清須市の財政状況を把握することから始めました。民間企業であれば最終的な目的は利益の確保ですから、これがきちんと出ているか、また利益を出すためにどこかで無理をしていないかをチェックすることになります。しかし、清須市などの公共団体には利益という概念はありません。このため民間企業のように利益に着目して市の財政状況を把握することはできませんが、収入に対する支出の程度や借金の状況をチェックすれば、市役所といえども財政状況を把握することができるはずです。

そこで私たちは、清須市の財政状況を、年収500万円の世帯に見立てて考えてみました。

実際の清須市（一般会計）の予算規模は約170億円です。それを500万円に換算すると、収入は月収（市税）が31万1千円、親からの仕送り（国・県支出金）が6万5千円、ローンの借入（市債）が4万1千円となっています。これに対して支出は、光熱水費や日用品費など（物件費）が10万2千円、食費など人にかかる経費（人件費）が8万6千円、自宅の修繕費や増改築費（投資的経費）が7万3千円、親戚・友人への資金援助（補助費等）が4万6千円、医療費など（扶助費）が3万8千円、ローンの返済（公債費）が3万円などとなっています。ローンでお金を借りないと家計が回っていない状況とも取れますが、返済している額と貯金（基金への積立金）を含めれば、借りている額を上回ります。その意味で清須市は、住宅ローンのような公債費も含めて収入の範囲内で支出を賄っているといえます。

それにローン残高（市債未償還元金残高）も決して多くはありません。月収31万円の家庭でローン残高は約400万円です。収入に見合わない不相应に高価な家や車を買ひ、借金の返済に追われているという姿ではありません。その点、清須市はまずまずの財政運営をしてきたということができます。

■ 清須市の財政状況（平成18年度一般会計当初予算）を年収500万円の家計に例えると…

収入	○月収	311,000 円：市税など	毎月の支出41万7千円を賄うのに、月収 31万1千円に親からの仕送り6万5千円を加えてもなお不足するため、さらに4万1千円をローンに頼っているという状態
	○親からの仕送り	65,000 円：国・県支出金など	
	○ローンの借入	41,000 円：市債など借入金	
支出	○光熱水費・日用品費	102,000 円：物件費など	毎月の支出 合計41万7千円
	○食費（人にかかる経費として）	86,000 円：人件費	
	○自宅の修繕費・増改築費	73,000 円：投資的経費	
	○親戚・友人への資金援助	46,000 円：補助費等	
	○医療費など	38,000 円：扶助費	
	○ローンの返済	30,000 円：公債費	
	○家族への仕送り	30,000 円：他会計への繰出金	
	○貯金	12,000 円：基金への積立金	
その他	○ローン残高	3,993,000 円：市債未償還元金の残高	月収31万1千円の家計でローン残高が399万3千円、毎月の返済が3万円という状態
	○貯蓄残高	464,000 円：基金の残高	

しかし、光熱水費や日用品費など（物件費）が10万円以上というのは、ちょっと多すぎるように思えます。この部分ではかなり贅沢をしているようです。

そこで次に、物件費や人件費、扶助費（医療や福祉にかかるお金）、補助費等（各種団体への補助金など）の支出状況を他市と比べてみることにします。

下の表は、平成16年度市町村別決算状況調に基づいて、住民一人当たりの人件費・物件費・扶助費・補助費等の歳出額（決算）について、清須市（旧3町合算）と人口10万人未満の県内18市及び全国の市を比較したものです。合併前の平成16年度のデータによる比較であるため、合併後の清須市の状況について正確に分析できるわけではありませんが、大まかな傾向は押さえることができると考えられます。

■ 住民一人当たり人件費・物件費・扶助費・補助費等の比較（清須市・県内18市・全国小都市）

	住民一人当たりの経費（万円）			
	人件費	物件費	扶助費	補助費等
清須市	6.5	7.7	2.0	3.3
県内18市	6.8	4.8	3.2	2.9
全国小都市	8.0	4.9	4.4	3.9

※平成16年度市町村別決算状況調をもとに作成。人口には平成17年3月31日時点の住民基本台帳登録人口を使用。
※清須市の数値は旧3町の合算による。
※県内18市とは県内の人口10万人未満の市（当時。津島市、碧南市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、稲沢市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市）
※全国小都市とは、全国の人口10万人未満の市（当時）

まず、住民一人当たりの人件費は、清須市で6万5千円、県内18市で6万8千円、全国小都市で8万円となっています。清須市の人件費は、県内18市と全国小都市のどちらよりも下回っており、人件費支出が肥大化しているとはいえません。

次に、住民一人当たりの扶助費は、清須市で2万円、県内18市で3万2千円、全国小都市で4万4千円となっています。扶助費の中には、市になると県から移譲される生活保護事務等に要する経費が含まれるため、単純に清須市の数値と県内18市及び全国小都市の数値を比較することはできませんが、生活保護事務等の経費は県の実績を参考にすると住民一人当たり0.9万円程度と想定されるので、これを加味しても清須市の扶助費は県内18市と全国小都市のどちらよりも下回り、扶助費支出が肥大化しているとはいえないと考えられます。

次に、住民一人当たりの補助費等は、清須市で3万3千円、県内18市で2万9千円、全国小都市で3万9千円となっています。清須市の補助費等は、県内18市より大きく全国小都市より小さくなっており、少し贅沢になっているようですが補助費等の支出が特に肥大化しているとはいえません。

一方、住民一人当たりの物件費は、清須市で7万7千円、県内18市で4万8千円、全国小都市で4万9千円となっています。清須市と県内18市及び全国小都市ではかなりの開きがあり、清須市は物件費にかなり多くの支出をしているといえます。

光熱水費や日用品費など（物件費）の支出額が大きいということは、民間企業で言えば「償却前利益」が少なく、投資余力が少ない可能性が高いことを意味します。

では、一体どのようなものに贅沢をしているのでしょうか。物件費が大きいといっても、の中には様々な用途の費用が含まれています。清須市が特に大きな支出をしているものは何かを探るために、物件費の内訳について県内18市及び全国小都市との比較をしてみました。

■ 物件費内訳の比較（清須市・県内18市・全国小都市）

	住民一人当たりの経費（万円）								
	物件費	物件費内訳							
		賃金	旅費	交際費	需用費	役務費	備品購入費	委託料	その他
清須市	7.7	0.7	0.1	0.0	1.6	0.1	0.2	4.3	0.8
県内18市	4.8	0.4	0.0	0.0	1.1	0.2	0.2	2.5	0.5
全国小都市	4.9	0.4	0.1	0.0	1.1	0.2	0.1	2.5	0.5

※平成16年度市町村別決算状況調をもとに作成。人口には平成17年3月31日時点の住民基本台帳登録人口を使用。
※清須市の数値は旧3町の合算による。
※県内18市とは県内の人口10万人未満の市（当時。津島市、碧南市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、稲沢市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市）
※全国小都市とは、全国の人口10万人未満の市（当時）
※端数処理の関係上物件費の数値は内訳の合計値とは一致しない。

すると、物件費の内訳の中で、清須市では、賃金（臨時職員や非常勤職員の労賃）、需用費（消耗品費や光熱水費、修繕費など）、委託料（業務を民間事業者などに委託する場合の費用）の支出が大きく、なかでも委託料は県内18市及び全国小都市に比べて大幅に上回っていることが分かります。

これは、旧3町時代から引き継がれた様々な施設における委託、すなわち清掃や保守点検など民間事業者によるサービスの代行などにお金がかかっていることが一つの原因だと考えられます。そして、委託料とともに賃金や需用費が大きいことをあわせて考えると、清須市は、合併によって誕生した経緯から、他市よりも多くの公共施設を抱える状態となっており、その施設を維持し運営するための必要経費が相当大きくなっていると考えられます。この点は、今後の清須市の財政運営を考える上で、非常に重要な論点になると思います。

Ⅲ 国の改革が清須市に及ぼす影響

次に、私たちは、清須市の財政が将来にわたって現状を維持できるかどうかについて把握したいと思いました。

合併前の旧3町時代に「新市建設計画」が策定されています。この計画では、合併後の10年間に、旧町時代に立ち遅れていた下水道整備や駅前整備を進め、清須市を都市基盤の充実したこれまで以上に暮らしやすいまちにすることとしています。そして、そうした整備を進めるための主要な財源として、合併特例債とその返済のための地方交付税を想定しています。

国は市町村合併を進めるため、新しいまちづくりのための基盤整備に対する借金を認め、その返済の一定部分（約7割）について地方交付税で賄うこと（元利償還金の交付税算入という）を認めてきました。これは合併団体のみに認められた有利な制度であるため、新市建設計画の財政計画は、この部分に期待して歳入を見込んでいるのです。

新市建設計画の財政計画をみると、歳入の中で地方交付税が毎年度18億円から28億円見込まれていますが、このうちのかなりの部分が合併特例債発行による交付税算入に伴うものとなっています。

■ 新市建設計画における財政計画 (単位:百万円)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
歳入	地方税	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752
	地方譲与税	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249
	利子割交付金	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
	地方消費税交付金	534	534	534	534	534	534	534	534	534	534	534
	自動車取得税交付金	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157
	地方交付税	1,802	1,729	1,790	1,799	2,026	2,257	2,312	2,420	2,594	2,726	2,794
	普通交付税(臨時財政対策債含む。)	1,140	1,239	1,381	1,553	1,780	2,011	2,066	2,174	2,348	2,480	2,548
	特別交付税	662	490	409	246	246	246	246	246	246	246	246
	地方特例交付金	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287
	交通安全交付金	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	分担金・負担金	83	77	256	283	153	63	64	64	64	63	63
	使用料・手数料	435	435	435	435	435	435	435	435	435	435	435
	国庫支出金	1,278	1,445	2,874	2,918	2,685	2,168	2,725	2,670	2,357	2,362	1,989
	県支出金	556	565	582	579	579	582	482	482	482	482	482
	財産収入	131	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	寄付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	繰入金	218	260	400	0	0	0	220	186	239	521	227
	繰越金	0	220	308	873	596	444	395	0	0	0	0
	諸収入	475	474	475	475	476	476	470	455	455	455	455
	地方債	1,902	1,973	3,780	3,993	2,698	2,047	2,752	2,488	2,133	2,142	1,626
歳出	合計	16,937	17,237	20,959	21,414	19,707	18,531	19,914	19,259	18,818	19,245	18,130
	人件費	3,435	3,442	3,410	3,344	3,355	3,384	3,427	3,419	3,402	3,403	3,451
	扶助費	1,644	1,648	1,656	1,664	1,668	1,676	1,684	1,692	1,700	1,704	1,712
	公債費	1,101	1,237	1,511	1,863	2,173	2,443	2,570	2,661	2,918	2,990	2,928
	小計	6,180	6,327	6,577	6,871	7,196	7,503	7,681	7,772	8,020	8,097	8,091
	物件費	4,295	3,829	3,811	3,951	4,113	3,948	4,248	3,798	3,794	4,113	3,938
	維持補修費	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
	補助費等	1,573	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
	積立金	500	500	500	1	1	1	1	1	1	1	1
	投資及び出資金・貸付金	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
	繰出金	1,045	1,045	994	994	994	994	994	994	994	994	994
	中計	13,771	13,429	13,610	13,545	14,032	14,174	14,652	14,293	14,537	14,933	14,752
	投資的経費	2,946	3,500	6,476	7,273	5,231	3,962	5,262	4,966	4,281	4,312	3,378
	合計	16,717	16,929	20,086	20,818	19,263	18,136	19,914	19,259	18,818	19,245	18,130
	差引	220	308	873	596	444	395	0	0	0	0	0
歳入	市税	87.5	85.7	△ 1.8	87.5	86.8	△ 0.7					
	地方譲与税・県税交付金	10.1	10.8	0.7	10.1	14.0	3.9					
	地方交付税(※)	18.0	10.0	△ 8.0	17.3	9.7	△ 7.6					
	国庫・県支出金	18.3	15.0	△ 3.3	20.1	19.7	△ 0.4					
	市債(※)	19.0	7.1	△ 11.9	19.7	9.3	△ 10.4					
	その他	16.5	32.5	16.0	17.7	30.6	12.9					
	歳入合計	169.4	161.1	△ 8.3	172.4	170.1	△ 2.3					
歳出	人件費	34.4	37.5	3.1	34.4	35.2	0.8					
	公債費	11.0	10.7	△ 0.3	12.4	12.2	△ 0.2					
	扶助費	16.4	11.8	△ 4.6	16.5	15.6	△ 0.9					
	投資的経費	29.5	23.6	△ 5.9	35.0	29.9	△ 5.1					
	その他の経費	75.9	77.5	1.6	71.0	77.2	6.2					
	物件費	43.0	45.5	2.5	38.3	40.6	2.3					
	補助費等	15.7	19.9	4.2	15.5	17.5	2.0					
	特別会計繰出金	10.5	10.0	△ 0.5	10.5	12.2	1.7					
	その他	6.7	2.1	△ 4.6	6.7	6.9	0.2					
	歳出合計	167.2	161.1	△ 6.1	169.3	170.1	0.8					

(注) 歳出のうち投資的経費は、各町の財源の保証のある建設計画上の事業費を当てはめたものとしている。このため歳入と歳出は一致していない。差引は翌年度の歳入の繰越金としている。

しかし現在、国の財政が大幅な赤字となっていることを受け、国は地方への補助金や地方交付税を削減する方向で改革を進めています。この改革により地方交付税がもらえなくなると、清須市が合併の際に当てにしていた合併特例債発行による交付税算入はどうになってしまうのでしょうか。

私たちはこれを確認するために、新市建設計画の財政計画と、市の直近の予算(年度初めの当初予算)とを比較してみることにしました。

下の表で、平成17・18年度の新市建設計画の財政計画(a)と、清須市の当初予算(b)を比較すると、事態がどのように変化しているかを確認できます。

なお、平成17年度の当初予算(b)は、合併前の旧3町の予算と清須市の予算を合算したものと なっています。

■ 新市建設計画の財政計画と当初予算の比較 (単位: 億円)

		平成17年度			平成18年度		
		財政計画a	当初予算b	差引(b－a)	財政計画	当初予算b	差引(b－a)
歳入	市税	87.5	85.7	△ 1.8	87.5	86.8	△ 0.7
	地方譲与税・県税交付金	10.1	10.8	0.7	10.1	14.0	3.9
	地方交付税(※)	18.0	10.0	△ 8.0	17.3	9.7	△ 7.6
	国庫・県支出金	18.3	15.0	△ 3.3	20.1	19.7	△ 0.4
	市債(※)	19.0	7.1	△ 11.9	19.7	9.3	△ 10.4
	その他	16.5	32.5	16.0	17.7	30.6	12.9
	歳入合計	169.4	161.1	△ 8.3	172.4	170.1	△ 2.3
歳出	人件費	34.4	37.5	3.1	34.4	35.2	0.8
	公債費	11.0	10.7	△ 0.3	12.4	12.2	△ 0.2
	扶助費	16.4	11.8	△ 4.6	16.5	15.6	△ 0.9
	投資的経費	29.5	23.6	△ 5.9	35.0	29.9	△ 5.1
	その他の経費	75.9	77.5	1.6	71.0	77.2	6.2
	物件費	43.0	45.5	2.5	38.3	40.6	2.3
	補助費等	15.7	19.9	4.2	15.5	17.5	2.0
	特別会計繰出金	10.5	10.0	△ 0.5	10.5	12.2	1.7
	その他	6.7	2.1	△ 4.6	6.7	6.9	0.2
	歳出合計	167.2	161.1	△ 6.1	169.3	170.1	0.8

(注) 臨時財政対策債は、地方交付税に含め、市債には含めていない。

まず、当初予算(b)は平成17年が161億円、平成18年度が170億円となっており、平成17年度には新市建設計画の財政計画(a)より縮小しましたが、平成18年度はほぼ同額となっています。

平成18年度の歳出をみると「投資的経費」が財政計画(a)より5億円以上縮小しているのに対して、「その他の経費」が6億円以上大きくなっています。この「その他の経費」の主な中身は物件費と補助費等です。つまり、これは物件費や補助費等が新市建設計画で想定されているほど削減できておらず、その代わりに投資的経費を抑え、公共事業を抑制していることを意味していると考えられます。

一方、歳入をみると、平成17年度、18年度ともに「市債」が財政計画（a）より大きく減少し、代わって「その他」が増えています。歳出の規模に対し、「その他」を増やすことによってバランスを取っていることが分かります。この「その他」の中身はいろいろありますが、その最も大きなものは、財政調整基金の取り崩しだそうです。つまり、投資を抑制してもまだ収支バランスが保てず、それ以上の歳出削減が容易にできないため、基金という貯金の取崩しをしてやっと歳入と歳出のバランスをとっていることになります。

先ほど、清須市の財政運営はこれまでまずまずの状態であったといいましたが、にもかかわらずなぜ貯金を取り崩さないと財政運営ができなくなってしまったのでしょうか。様々な理由があるようですが、その最たるものは地方交付税の減少です。つまり、国の改革が進む中で、合併前に想定していたほど地方交付税が国からもらえなくなってしまったのです。

歳入のうち「地方交付税」のところをみると、新市建設計画の財政計画（a）に比べ、当初予算（b）では平成17年で8億円の減、平成18年度で7.6億円の減となっており、実に2カ年度で15.6億円もの減少となっているのです。

国は自らの財政改革のために、地方交付税を縮小しつつあります。このあおりを受けて、もともと国からもらえる地方交付税の額が少なかった清須市は、合併したにもかかわらず今後地方交付税がほとんどもらえない可能性が高まっています。それは話が違う、ということで市は県や国への働きかけを行っているようですが、状況はかなり厳しいようです。実際に、平成18年度に、清須市は、市としては普通交付税をもらえない「不交付団体」の位置づけになってしまいました（ただし、18年度は合併による算定の特例を受けて旧2町分の交付税額を受けることができます。）。

不交付団体になると、清須市が合併の際に当てにしていた合併特例債発行による交付税算入もなくなってしまいます。合併団体のみに認められた有利な制度である合併特例債も単なる借金になってしまうのです。

平成18年度は財政調整基金を約6億円取り崩しているそうです。これまでの財政運営からいえば、決して異常な歳出が増えたわけではないのに、地方交付税の削減などの影響によって、貯金を取り崩さないと生活ができない状況になっています。無駄な出費が家計を圧迫しているのではなく、ある日突然「改革」という名のリストラで期待していた収入が得られなくなってしまったという状況に近いと思います。

このような状態になったことを「国の責任だ」「国の借金のツケを地方に回している」と批判することはたやすいことです。しかし、国も数百兆円の借金を抱えている以上、これまでのように地方に財源を振り向けてくれる可能性は低いと言わざるを得ません。つまり、清須市としては、不本意であっても、現状の歳入と歳出を前提にして財政運営を行わざるを得ないということです。合併に伴っていろいろな事業を進めてほしい、サービスを今以上に良くしてほしいとは思いますが、こうした国の改革が清須市に及ぼす影響には十分に注意を払っていく必要があると思います。

財政調整基金は、あと6億円ほどしかないそうです。平成18年度のように基金を取り崩して財政運営を行うことは、あとわずかの期間しかできません。この間に、何らかの手を打って収支の均衡を達成しなければ、清須市は慢性の赤字となり、最悪の場合には最近話題になっている「財政再建団体」という破たん状態に追い込まれてしまうかもしれません。

Ⅳ 今後の財政運営をどう考えるか

こうしたことを前提に、今後清須市はどのような財政運営を行うべきでしょうか。財政収支の均衡は絶対に必要なことです。民間企業の経営では当たり前のことですし、市役所という公共団体も同じだと思います。

もし、現状の行政サービスを維持するとすれば、収入が足りません。つまり収入を増やさないとはいけません。市が収入を増やすということは、何を意味するのでしょうか。例えば、ある市は公共の建物などに企業から広告を出してもらい、そこで収入を稼いでいます。しかし、東京都のような大規模な自治体ならともかく、清須市ぐらいの規模の自治体では、広告収入で1億円稼ぐことは到底現実的ではありません。つまり、収入を増やすための特別な手段があるわけではなく、数億円単位の収入増を果たすためには、最終的には増税しかないということになります。実際地方分権に伴って、住民税は超過課税がしやすくなり、制度上は標準税率以上の増税が可能だそうです。

しかし、増税は収支の均衡を図るための最後の手段であり、安易にできないことは言うまでもありません。その他にもやるべきことはたくさんあるはずで。例えば、受益者負担を見直して様々な利用料等を引き上げることが必要かもしれません。それ以前に、「入るを量って出づるを制す」の原則に従い、全くの無駄とはいえない歳出であっても、さらに節約・削減することを考える必要があると思います。そのとき、先ほどデータで見た、清須市は公共施設の光熱水費や修繕費、臨時職員の労賃、そして民間事業者への行政サービス等の委託が非常に大きいことが重要な論点になると思います。

また、そもそも民間で提供される可能性のあるサービスに行政が手を出しているケースもあるのではないのでしょうか。民間でできるものは民間で実施してもらった方が、競争原理が働き、サービスの質も向上すると思います。こうした仕事が清須市の中にたくさんあるかどうかは分かりませんが、民間に任せられるものは任せて、市は本来提供すべきサービスをしっかり提供するという姿勢が大事だと思います。

V 提言:将来に向けたこれからの対処

清須市の財政は、今重大な岐路に立っていると思います。現状の歳入のまま、これまで実施してきた事業を行ってしまうと、財政はたちまちパンクしてしまいます。これを避けるためには、市民にとって有益なサービスであっても、他市と比較して贅沢になっている支出は削らなければならないります。あるいは料金収入を上げるか、最終的には増税もにらんで歳入を確保するか、何らかの方策を講じる必要に迫られています。

これはかなり重要な決断であり、私たちが輕輕に話ができるものではありません。しかし、そのどちらも行わないということは無理があるということは申し上げます。歳出を削減するか、歳入を増やすか、この実施に当たっては、市民に広く情報を公開して、市長と市議会に適切に判断していただく必要があると思います。

現時点の数値の比較だけでいえば、清須市は他市と比べて財政的に決して悪い状況ではありません。また、これからの厳しい財政環境を考えると、もし合併をしないで旧町のままでいたら、小さな町の体力ではこれを使い切っていくことはもっと難しいのではないかと思います。これからこの清須市を財政的な健全性を最優先して堅実に経営していけば、私たちの子や孫の世代にツケを回すことなく、しっかりと引き継いでいくことは十分に可能だと思います。

清須市の市政運営を持続可能なものとしていくために、私たちは以下の5つの提言をします。

財政運営・公会計情報会議の5つの提言

提言1

市は平成19年度以降、財政調整基金の取り崩しを極力避け、費用対効果の低い事務事業の削減や受益者負担の見直し等により歳入と歳出のバランスをとることを基本原則として財政運営を行うこと。**〔財政運営の基本原則〕**

提言2

市は、清須市の財政状況と今後の見通しについて、市民にもわかりやすい情報の提供に努め、「新市建設計画」策定当時の見通しとの違いなど、市民にとって「耳障りが悪い」話も率直に説明すること。**〔市民への財政情報の提供〕**

提言3

市は費用対効果の低い事務事業の削減を進めるとともに、公共施設の民営化を含む行政のスリム化方策や効率的な業務実施方法などをよく検討し、極力サービス水準を落とさずに歳出を削減できるよう最大限の努力をすること。**〔歳出削減策の実施〕**

提言4

市は受益者負担の見直しによる各種利用料等の引上げや企業の誘致などを通じて歳入を確保する方策を検討し、実施可能なものは早急に着手すること。**〔歳入確保策の実施〕**

提言5

市は公共施設・各種サービスの縮減や利用料の引上げなど市民生活に影響する事柄を実施しようとする際には、その必要性や根拠を説明し、市民の理解を十分に得た上で行うこと。**〔市民とのコンセンサスの形成〕**

以上が私たちの提言です。私たち市民の生活にも大きな影響を及ぼす大切な話です。私たちも市の財政運営について大きな関心を持ち、これからも市政のあり方を見守っていきたいと思います。

平成18年8月
清須市総合計画 政策提言会議（財政運営・公会計情報会議）
森川 勉
山田 康博
渡邊 眞弓
（以上3名、五十音順）
アドバイス:関西学院大学大学院経済学研究科・産業研究所 小西砂千夫

5 提言書

平成24年2月16日

清須市長 加藤 静治 様

清須市総合計画審議会
会長 牧 野 香 三
(職 印 省 略)

第1次 清須市総合計画の見直しに向けて(提言)

平成17年7月7日に西枇杷島町、清洲町、新川町が合併して清須市が誕生しました。そして、平成21年10月1日には、清須市と春日町が合併して現在に至っています。こうして、2度の合併を経た清須市の行政運営の基本的な指針となるのが合併時に策定された「新市建設計画」と「新市基本計画」、そして、「総合計画」です。

今回、この総合計画が10年間の中間年度を迎えるに当たって、私たちは改めて総合計画に基づくまちづくりを振り返るとともに現在の社会の状況を見詰め直しました。こうした中で特に、東日本大震災が及ぼした未曾有の被害は、私たちに、安全で安心なまちづくりの必要性について再認識を迫るものでした。また、更なる少子高齢化の進展や環境保全に対する対応も欠かせません。

審議会を開催する中で、各委員から多くの意見がありました。立場によって考え方が異なる面もありますが、何れも市民として我が清須市への強い思いから寄せられた意見です。こうした意見が、総合計画後期5年間のまちづくりの一助となることを期待して提言します。

記

- 1 安全・安心で自然が息づくまちづくり
- 防災における市の役割と地域の役割の明確化
- 地域住民を対象とした防災教育の実施と啓発
- 緊急避難場所の確保や避難路の確認支援
- 災害時の要援護者の把握及び台帳登録の促進
- 在住外国人向けの防災情報の伝達手段の確保
- 2 健康で思いやりのあふれるまちづくり
- 独居高齢者や寝たきり高齢者の安否確認の充実
- 障害者相談窓口の充実、雇用対策の実施など、障害者福祉の拡充
- 公共施設のバリアフリー化の推進

- 3 水と緑に恵まれるうるおいのあるまちづくり
- 市と市民との協働による庄内川・新川・五条川の環境美化の推進
- 緑化活動を通じた豊かな水辺環境の保全
- 地球温暖化防止、二酸化炭素の削減を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 4 便利で快適に暮らせるまちづくり
- 大都市近郊である本市の特性を活かした、市街地・幹線道路の整備
- 交通弱者の市内移動に配慮した地域公共交通の確保
- 5 歴史・伝統・文化・教育を大切にするまちづくり
- 愛知県への清洲貝殻山貝塚資料館の整備要望
- 図書館の活用と美術館の更なる活用
- 学校教育・地域等を通じた、歴史文化資産の次世代への伝承
- 6 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり
- 歴史文化資産を活用した観光事業等を通じての地域振興
- 清洲城、美濃路の情報発信の継続、清洲宿など他の歴史資源の情報発信の強化
- 企業誘致、市内中小企業支援及び空き店舗活用などを通じた産業振興
- 7 新しい時代に対応した、参加と交流のまちづくり
- 地域の絆の醸成と各地区の行事の統合等による更なる一体感の醸成
- 協働の仕組みづくり
- 市役所組織の横断的な連絡体制の整備(縦割行政の解消)
- 公平性の観点からの適正な受益者負担の推進
- 公共施設の統廃合の推進

6 計画案(中間まとめ)のパブリックコメント実施結果

●実施期間／平成18年8月1日～平成18年8月31日

1 意見提出通数

提出通数		6通
提出方法	窓口提出	3通
	郵便	0通
	ファクシミリ	1通
	電子メール	2通

2 意見総数

意見総数		21件
内容	一体感の醸成	4通
	まちづくりの方向性	10通
	子育て支援	2通
	計画の体裁・文言	5通

3 意見の内容とそれに対する市の対応

(1) 一体感の醸成〔4件〕

意見	意見に対する市の対応
清須市民としてのアイデンティティの確立は、街づくりには重要なことなので、例えば旧三町の枠組みを越えたスポーツ大会や祭など、気持ちを一つにする催しを企画して欲しいです。新川を船で行き来したり、護岸に絵を描いたりしたりバーピアのイベントは「水と歴史」を感じさせるものだったので、また実施してもらえれば嬉しいです。	市としての一体感を醸成し、旧3町の枠にとられない市民のつながりや交流を活発化することは、合併で誕生した本市にとって極めて重要な課題であると認識しております。この点は計画期間内に市が実施する全ての施策・事業において、特に意識しながら取り組んでまいります。
いつか旧西枇杷島町の山車と旧清洲町の信長行列が、新川橋や市役所前に集結するような、「一つの清須市」になっていたら素敵ではないでしょうか？ 孫と暮らすのが楽しいと、ここでなら安心して孫と暮らせると、胸を張って言えるような街づくりを望みます。市民の力で名古屋市以上に快適な「暮らしやすい街」にしていけるよう、旧三町の壁のない新たな市民組織が生まれることを期待しています。	

意見	意見に対する市の対応
まずは、清須市となった一体感の醸成を得るために、全区域を収録した一枚物の清須市地図を作成し、全戸に配布して欲しい。航空写真を入れてもよい。	市としての一体感を醸成し、市民の交流を活発化するため、コミュニティバス実証実験・実証運行のような新しい試みにも積極的に取り組んでおります。今後も、合理性や費用対効果などに十分配慮しつつ、より効果的な施策・事業の立案に努め、工夫しながら実施してまいります。
2010年には名古屋市は開庁400年記念事業を大々的に行う由、そのルーツとしての清須でも何か行えないか。	

(2) まちづくりの方向性〔10件〕

意見	意見に対する市の対応
市町村建設計画の「安心」「快適」は、穏やかで快適な老後の暮らしを連想させる言葉だと思いました。ファミリーサポートセンターも開設されるようなので、健康な高齢者が生き甲斐を感じながら、「創造」で説明される『子どもたちの育成』に携わり、十年後には成長した子どもたちが、小さな頃お世話になったお爺ちゃん・お婆ちゃんをサポートする『世代共同』の仕組みが作れたらいいと思います。公共的施設の整理や駅前再開発の際も、施設が市民活動の拠点に利用できるよう配慮をお願いします。	旧3町の枠にとられない市民のつながりや交流が活発化するよう、また世代間のつながりや交流が活発化するよう、ソフト面での工夫をしながら取り組んでまいります。
下水道の整備を含めて、三川の洪水対策に力を入れて行くべき。庄内川・新川は進んでいるようですが、五条川は大丈夫か。あの拡幅工事は今どうなっているのか。完工してほしい。	河川改修については、庄内川・新川の激特事業が一段落したため、今後は五条川などの支川整備が本格化してまいります。河川管理者である国・県に対し、整備推進を働きかけてまいります。 市としては、引き続き、流域市町と協力して雨水貯留施設の整備等に取り組んでまいります。

意見	意見に対する市の対応
本市は合併しても13.3kmと至って狭い。もはや農地も減少、大規模工場の進出も無理。名古屋の住宅都市圏としての存在はやむをえないと思われる。であれば清須は生活環境の良いまちとして文化・観光面に力点をいれておくべきではないかと思う。スポーツ、レク、福祉施設は或いは公園はもはや充実しているので、市の顔としての市立図書館や歴史民俗資料館などをぜひとも建設し文化遺産の他への流出を防ぎ保存すべきである。	清須市は住宅や工場等の集積が進んでいるため開発余地が少なく、また開発する場合にはコストが非常に高くなるという特性を有しています。また、治水面の脆弱さから、雨水貯留施設や都市下水路等のインフラ整備に大きな事業費を投入せざるを得ない事情があり、そうした影響が公共施設の乏しさにつながっている側面があります。このような状況を早期に解消することは難しいため、できる限り既存公共施設の機能強化や合理化を図り、ソフト面の工夫などにより施設の魅力を少しでも高めていくことが必要であると考えております。 また、歴史資源が豊富なことは本市の大きな強みであり、そうした要素を活かしたソフト面での創意と工夫により、市民の皆さんとともに、特色あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
大体、本市には国や県の役所なり学校・病院施設など公共施設が全く乏しい。公共交通の便は良いのだから、早く用地を確保しておき、こうした施設の誘致に心がけ、昼間本市に入ってくる人口を増やすべきである。巡回バスが出るにしても今のままではどこに行くところがあるか疑問である。	
本市の歴史的遺産としては朝日遺跡、信長・清洲城、そして美濃路がある。図書館・資料館の充実と共に美濃路沿いの町家の保存、道標などの本来の位置へのもどし、伝統産業の補助、ポケットパークづくり、説明板立て等々安全にウォークできる町づくりがのぞまれる。	歴史資源が豊富なことは本市の大きな強みであり、そうした要素を活かしたソフト面での創意と工夫により、市民の皆さんとともに、特色あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
あまり開発しないで欲しい。懐しさや、古い町をそのままに。	
道路整備が更に必要となる。枇杷島橋の拡幅・立橋のつくりかえ、美濃路の安全化。一方市の中央に豊和と須ヶ口駅が位置して市役所に行くのに大変支障となっているのを、ここに南北に高架なり地下なり穴、通りぬけの策はないものか。鉄道の方もすべて高架化が当然であり、須ヶ口駅にも特急を停車させ、新清洲駅前の再開発を進めれば、人の出入りも多くなり便利となろう。	市内が川や鉄道によって分断され市内移動の利便性が阻害されているため、幹線道路の整備等について引き続き国や県へ働きかけてまいります。 また、コミュニティバス実証実験・実証運行のような新しい試みにも積極的に取り組んでおり、ハード面だけでなくソフト面からも市内移動利便性を高めるよう努めてまいります。

意見	意見に対する市の対応
将来的に春日町、甚目寺町との合併も考えていいのではないか。	清須市単独で解決が難しい課題については、これまでも広域的な協力関係のもとで取組みを進めております。合併は、そのような広域的な協力関係の延長線上にあるものと認識しておりますが、市民生活への影響が大きいため、慎重に時間をかけて検討していく必要があると考えております。
生活環境悪化につながる悪臭、騒音、振動、タレ流し企業等にきびしく対処できる体制を強化し、安心して生活できる治安の行き届いた街づくりを願いたい。	環境対策については、監督官庁と連携して取り組む必要があると考えております。 また、清須市単独で解決が難しい課題については、広域的な協力関係のもとで取組みを進めてまいります。
教育施設の防災力は、耐震補強工事で高まってきていると思います。それに加えて、防犯対策についても行ってほしいと思います。	ボランティアなど市民活動との連携のもとで、ソフト面での工夫をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 子育て支援（2件）

意見	意見に対する市の対応
子育て支援についてお願いをします。 現在、旧清洲町地内に保育園はいくつかありますが、いずれも第二子以降出産する場合の育児休暇中は退園となると聞いています。親の援助がなく、核家族のみで育児をするにも限界があり子供が欲しいけど二人目、三人目を諦める話もよく聞きます。2歳児からの幼稚園もしくは保育園との一元化や育児休時の保育園の在園も認めてもらえるようお願いします。	子育て支援に関して清須市が実施している施策・事業は、県内でもかなり手厚い水準にあるものと認識しております。これまでに実施してきた施策・事業の目的や成果を見極め、より効果的な施策・事業の立案に努め、工夫しながら実施してまいります。
清須に住む友人の引っ越し先を聞くと、甚目寺や大治に移るケースがよくあります。理由としては市としての優遇があるためというものが一番のようです。医療費が12歳まで免除等は子育て中の家庭には大きな魅力です。清須市も他の市に誇れるような対策を計画・推進をして欲しいと思います。	

(4) 計画の体裁・文言〔5件〕

意見	意見に対する市の対応
しっかりとしたミッション（総合計画案の中の「基本理念」である「安心」「快適」「創造」の3項目）があるにも関わらず、それに沿った形でビジョン（総合計画案では「施策」）が策定されておらず、いつの間にかAとBの2項目になり、基本理念とつながっていないため分かりにくい。誰にでも分かりやすくするために、3つの理念毎に施策を書いて下さい。また、「責任」は市の基本理念ではなく行政側のそれであり、職務から当然の決意であり、理念の4つ目に書くのは、違和感がある。	ミッション（任務）は「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」の実現であり、基本理念はそのミッションを構成する主な要求について概念的に書き出したものです。「責任」は、行政にだけ求められるものではなく、環境問題や歴史の継承といった問題とも関連して、広く今日の社会全般に求められている要素であると考えております。また、施策の展開方向・指針・概要については、ミッション実現の手段を体系的に記述するよう配慮しています。
施策の指針には、盛り沢山の項目が書かれているが、「充実」「整備」「強化」「連携」の言葉がやたら多用されており、通り一遍で定性的のため、意気込みややる気が全く感じられない。もっと、具体的かつ定量的に表現して下さい。そのためには、まず実態を調査・分析し、各々の施策についてあるべきまたはありたい理想の姿に対して、ギャップつまりどの程度充実・整備・強化されていないかを明確にし、まず前半5年間でどこまで充実・整備・強化するか（水準）を具体的かつ定量的に示して下さい。尚、施策については、調査やアンケートを行ない、必ず市民が欲しているものにして下さい。また、「消費者施策の推進」と「男女共同参画社会の推進」については、地方行政の役割・任務ではなく、削除して下さい。我々の税金を無駄に使わないで下さい。	「充実」「整備」「強化」「連携」等の言葉遣いについては、一定の考え方のもとに整理し、第4回審議会における審議結果を踏まえ修正いたしました。 定量的な表現については、基本計画部分において数値データを踏まえた記述をするよう心がけておりますが、個々の施策において定量的な水準を示すことについては、趣旨は理解できるものの、総合計画のような長期計画の段階でそれを行うことは、恣意的・制約的になるおそれがあるので必ずしも適切ではないと考えております。 財政的な制約が大きいことも踏まえ、現実的には毎年度の予算編成過程等において定量的な情報をフォローしていく必要があるものと考えております。 施策の立案・実施にあたっては、様々な市民参画手法を活用しながら、市民意向把握に努めることとしています。 「男女共同参画社会の推進」や「消費者施策の推進」については、住民に最も近い行政主体として、何らかの取組みを行う必要性はあるものと考えております。
只今検討中の施策の概要では、施策毎に必ず予算と到達水準とその納期を明記し、市民の誰にでも進捗をフォローできる様なものにして下さい。それが、本物の開かれた市政です。	施策毎に予算・到達水準・納期をお示しすることは、毎年度の予算編成や決算審査において公表しているところであり、総合計画のような長期計画では、もう少し大まかな幅をもって進捗を管理することとなります。総合計画の内容が予算や決算と乖離しないよう、必要に応じ計画期間内であっても見直しを実施してまいります。

意見	意見に対する市の対応
16年度の決算として地方債残高が明記され非常に良いと考えるが、この返済計画を明記して下さい。	市債の発行事案ごとの年利率や償還期限等については予算の附属資料の中で公表しております。
22ページ学校教育充実について 「心豊かで「生きる力」をもった児童生徒の育成を目指して、情報化など新たな教育を取り入れるほか、…」の点について 「生きる力」のことばについては、すでに何年も前から使われております。使われ始めたときは、「豊かな人間性」を主にできた言葉であると思います。現在の「生きる力」は、「豊かな人間性」「健康・体力」「確かな学力」の要素からなる力となっています。こうしたことから、「生きる力」に「確かな学力」を加えた文章にしていただければと思います。また、教育改革が進行しつつあるときでもあり、柔軟な対応ができるようにしてほしいと思います。	前段に「学力向上を図るとともに」という文言があることから、「生きる力」には学力の要素も含まれた意味内容となっております。また、冒頭において、「学力の向上」を「基礎的学力の定着」へ改め、意味内容が明確になるよう配慮しました。

●実施期間／平成24年1月13日から平成24年2月12日まで

1 意見提出通数

提出通数		8通
提出方法	窓口提出	8通
	郵便	0通
	ファクシミリ	0通
	電子メール	0通

2 意見総数

意見総数		8件
内容	肺炎球菌ワクチン接種の公費助成	2件
	歩道のバリアフリー化	1件
	高齢者福祉	1件
	コミュニティバス	3件
	図書室の存続	1件

3 意見の内容とそれに対する市の対応

(1) 肺炎球菌ワクチン接種の公費助成

意見	意見に対する市の対応
高齢者の死亡原因は、肺炎でなくなる率が高くなっています。他の病気にかかっても抵抗力の弱いおとしよりが、肺炎を併発して死亡するケースが多い。肺炎が原因で命を落とさぬように、肺炎球菌ワクチンの公費助成して受診しやすくしてほしい。	高齢者肺炎球菌ワクチンへの公費助成は、平成24年度からの導入を目標に取り組んでおります。
肺炎球菌ワクチンを受ける際、高額で困りますので、補助して下さい。一度ワクチンを受けると5年間持続した効果があるといわれています。医療費を下げることもつながりますので補助の制度をつくって下さい。	

(2) 歩道のバリアフリー化

意見	意見に対する市の対応
高齢者の歩行・障害者用電動車の安全について、歩道の段差が多く、転倒防止のためにも、早急に工事計画を作り取組んでほしい。	高齢者や障害者に配慮した歩道整備の要望として、今後の市の道路整備の参考とさせていただきます。

(3) 高齢者福祉

意見	意見に対する市の対応
高齢者がいつでもでも元気でいられることは大切なこと。移動権・交通権を保障する。買物や運動（プール・アスレチック）や文化行事・美術鑑賞に接する。戸外に出る。 イ 東山動物園・名古屋港水族館・博物館・ボストン美術館の入場料を割引く	イのご意見につきましては、高齢福祉課を実施している福祉カード交付事業として、名古屋港水族館・名古屋港ポートビル・南極観測船ふじの入場料割引がありますのでご利用ください。
ロ 福祉カードであしがるバスを無料にする	ロのご意見につきましては、受益と負担の公平性の観点から、現時点で導入の考えはありません。
ハ 買物難民といわれる特定地域には買物専用あしがるバスを運行する	ハのご意見につきましては、あしがるバスの運行経路や料金等を決定する地域公共交通会議に伝え検討していただくとともに、 新たな行政課題として捉え、基本構想へ記載すること といたします。

(4) コミュニティバス

意見	意見に対する市の対応
清須市内や周辺には、大型・中型ショッピングの進出で、小さな商店がどんどん減っている。高齢者世帯では近くに買物するところなくなり、地域的に買物難民になっていると聞いています。このような、高齢者が自宅からバスに乗れば自由に買物ができるように、巡回バス（あしがるバス）の本数を増やし、利便性を考えて下さい。又、低所得層の高齢者については無料バスを発行するようお願いします。	交通弱者の移動の利便性確保のため、コミュニティバスの運行実証実験を今年度まで実施しました。平成24年度からは本格運行を実施いたしますが、運行経路や便数については、現在、地域公共交通会議で検討されており、いただいたご意見を同会議に伝え、利便性の向上を図りたいと考えております。 無料バスにつきましては、受益と負担の公平性の観点から、現時点では導入の考えはありません。
高齢者や障害のある人が外出するとき、巡回バスや福祉バスが必要です。いまの運行回数では少なく利用しにくいので、3便から5便にふやしてほしい。また高齢者は無料にしてほしい。	
証明書（カード）を見せれば、せめて福祉バス（あしがるバス）には無料で乗れるようにされたい。又、運行本数も1時間に1本にするようにされたい。	

(5) 図書室の存続

意見	意見に対する市の対応
各地域の図書室が閉鎖されるのは、たいへん困ります。遠くに立派な図書館をつくったとしても、それぞれの地域の人の利用は、たいへん困難になります。	各地区図書室を統合し、市立図書館を夢広場はるひ内に設置することとしております。 各地区図書室の利用者の皆様の利便性を損なわないよう、図書の貸出返却ができるサービスポイントを西枇杷島・清洲・新川地区に設置し、インターネットを利用した蔵書検索システムも導入する予定です。 また、コミュニティバスの運行ルートを変更し、アクセスの向上も図ります。

7 清須市の人口見通し(将来人口推計)

1 人口推計の手法

人口推計の手法には様々あるが、人口変動は住民の年齢と深い関係があるため、コーホート(同一期間に出生した集団)ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる「コーホート法」が一般的に用いられている。

今回の将来人口推計では、このコーホート法の中でも、人口変動の直接的な要因を「出生」、「死亡」、「移動」に分けて計算を行う「コーホート要因法」を用いた。なお、第1次清須市総合計画前期計画(平成19年3月策定)においても、同様の手法により推計している。

この、コーホート要因法では、ある年の男女・年齢別人口を基準とし、出生率や移動率などの仮定値をあてはめて将来人口を計算するが、それぞれの仮定値については以下のとおり設定した。

(1) 基準人口

平成17年及び平成22年の国勢調査人口の男女別・年齢(5歳階級)別人口を用いた。

(2) 将来の出生率

本推計における出生率とは、15歳から49歳の女性が5歳刻みの年代(15-19歳、20-24歳、…45-49歳)ごとに1年間で子どもを生む割合を示す数字である。将来の出生率の仮定値には、国立社会保障・人口問題研究所が算出(平成19年5月推計)した愛知県の女子5歳階級別出生率仮定値を用いた。

(3) 将来の生残率

本推計における生残率とは、あるコーホート集団が5年後に生き残っている確率のことである。本推計では国立社会保障・人口問題研究所が算出(平成19年5月推計)した愛知県の男女5歳階級別生残率仮定値を用いた。

(4) 将来の社会移動率

社会移動率は地域特性があるため、平成17年国勢調査人口を基準人口として、5年後の平成22年における封鎖人口(生残率と出生率を掛け合わせて、移動が全くないと仮定した人口)を推計し、これと平成22年国勢調査人口との対比により社会移動人口を算出し、移動率を設定した。

(5) 将来の出生性比

国立社会保障・人口問題研究所が明らかにしている出生性比の過去の趨勢を勘案して、女子100に対して男子105.40とした。

(6) その他

本推計では、不確定な人口加算は望ましくないと判断し、大規模な宅地造成や企業誘致など政策的要因により増加すると見込まれる人口の加算はしていない。ただし、平成17年から平成22年までの移動率を基準としているため、その間に行われた程度の政策的要因による人口増加は加算されている。

なお、今回の推計では、年齢不詳者数を総人口に加算している。年齢不詳者の割合は各年の国勢調査によって大きく異なることから、平成22年国勢調査人口(年齢判明者)に占める年齢不詳者の割合を算出し、その割合で年齢不詳者数が発生するものと想定した。

2 推計期間

国立社会保障・人口問題研究所が出生率・生残率の仮定値を平成47年まで設定しているため、推計期間は平成22年から平成47年までとした。

3 推計方法

- ① 平成17年国勢調査人口を5歳ごとのグループに分ける。
 - ② ①の各グループに生残率と社会移動率を掛け合わせる。
 - ③ さらに、15歳から49歳の女性を5歳ごとのグループに分け、各グループに対する出生率を掛け合わせる。
 - ④ ①に②と③の数値を掛け合わせるによって、5年後(平成22年)の人口を推計する。
 - ⑤ ②～④を繰り返すことにより5年ごとの人口を推計する。
- なお、1(4)の社会移動率の算出結果は以下のとおりである。

			男	女
80～84	→	85～**	0.00138	0.01849
75～79	→	80～84	-0.01632	-0.03079
70～74	→	75～79	0.00240	-0.02074
65～69	→	70～74	-0.00083	-0.01760
60～64	→	65～69	-0.01543	-0.02596
55～59	→	60～64	0.00167	-0.00807
50～54	→	55～59	0.00332	-0.01065
45～49	→	50～54	0.01739	-0.00065
40～44	→	45～49	0.01185	-0.00577
35～39	→	40～44	0.00841	-0.03913
30～34	→	35～39	0.01568	-0.06771
25～29	→	30～34	0.11897	0.00129
20～24	→	25～29	0.13580	0.20555
15～19	→	20～24	-0.09235	0.07386
10～14	→	15～19	0.19012	0.01271
5～9	→	10～14	0.00129	-0.01959
0～4	→	5～9	0.01239	-0.08428

4 推計結果

■ 清須市 (人、%)							
	実績値		推計値				
	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47
総人口	63,358	65,757	66,842	67,334	67,455	67,237	66,970
比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
0～14歳	8,771	9,372	9,083	8,476	7,350	7,045	6,992
年少人口比	13.8%	14.3%	13.6%	12.6%	10.9%	10.5%	10.4%
15～64歳	43,113	42,792	41,978	42,210	43,343	43,138	42,161
生産人口比	67.8%	65.1%	62.8%	62.7%	64.3%	64.2%	63.0%
65歳以上	11,234	13,215	15,399	16,263	16,377	16,670	17,435
老年人口比	17.7%	20.1%	23.0%	24.2%	24.3%	24.8%	26.0%
年齢不詳	240	378	382	385	385	384	382
比	0.8%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%

■ 西枇杷島地区 (人、%)							
	実績値		推計値				
	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47
総人口	16,476	16,991	17,081	17,000	16,787	16,513	16,194
比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
0～14歳	2,234	2,374	2,274	2,129	1,765	1,624	1,534
年少人口比	13.5%	14.0%	13.3%	12.5%	10.5%	9.8%	9.5%
15～64歳	11,161	11,057	10,690	10,555	10,688	10,538	10,230
生産人口比	67.5%	65.1%	62.6%	62.1%	63.7%	63.8%	63.2%
65歳以上	3,032	3,457	4,014	4,213	4,233	4,251	4,332
老年人口比	18.3%	20.3%	23.5%	24.8%	25.2%	25.7%	26.8%
年齢不詳	49	103	103	103	101	100	98
比	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%

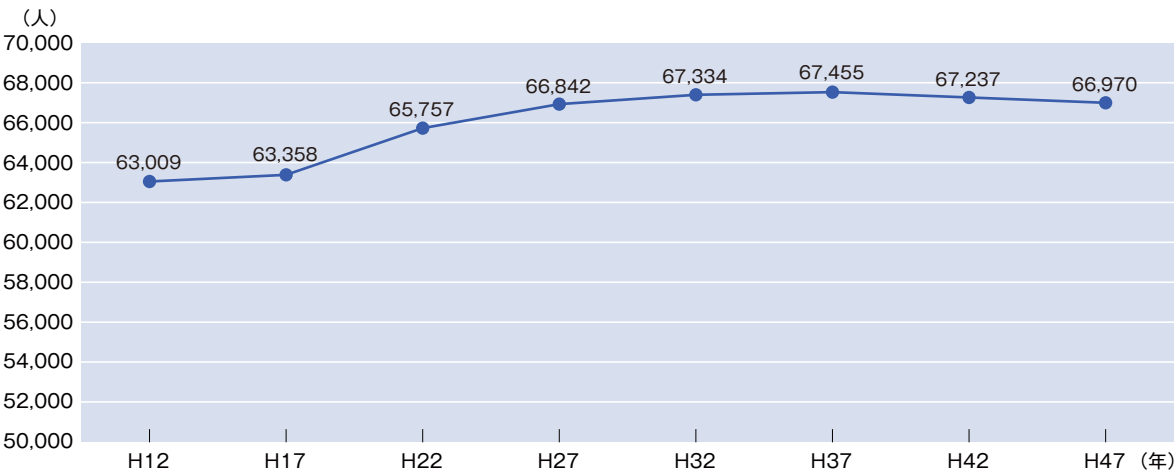
■ 清洲地区 (人、%)							
	実績値		推計値				
	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47
総人口	19,854	21,648	22,866	23,918	24,898	25,965	27,158
比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
0～14歳	2,870	3,325	3,346	3,154	2,749	2,826	3,051
年少人口比	14.4%	15.4%	14.6%	13.2%	11.0%	10.9%	11.2%
15～64歳	13,697	14,212	14,597	15,416	16,598	17,281	17,733
生産人口比	68.7%	65.7%	63.8%	64.5%	66.7%	66.6%	65.3%
65歳以上	3,208	3,970	4,775	5,193	5,390	5,690	6,198
老年人口比	16.1%	18.3%	20.9%	21.7%	21.6%	21.9%	22.8%
年齢不詳	79	141	148	155	161	168	176
比	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%

■ 新川地区 (人、%)							
	実績値		推計値				
	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47
総人口	18,708	18,894	18,880	18,705	18,423	18,054	17,646
比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
0～14歳	2,530	2,559	2,416	2,219	1,943	1,835	1,765
年少人口比	13.4%	13.5%	12.8%	11.9%	10.5%	10.2%	10.0%
15～64歳	12,453	12,114	11,708	11,571	11,619	11,330	10,829
生産人口比	66.2%	64.1%	62.0%	61.9%	63.1%	62.8%	61.4%
65歳以上	3,613	4,151	4,686	4,846	4,793	4,822	4,987
老年人口比	19.2%	22.0%	24.8%	25.9%	26.0%	26.7%	28.3%
年齢不詳	112	70	70	69	68	67	65
比	1.2%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%

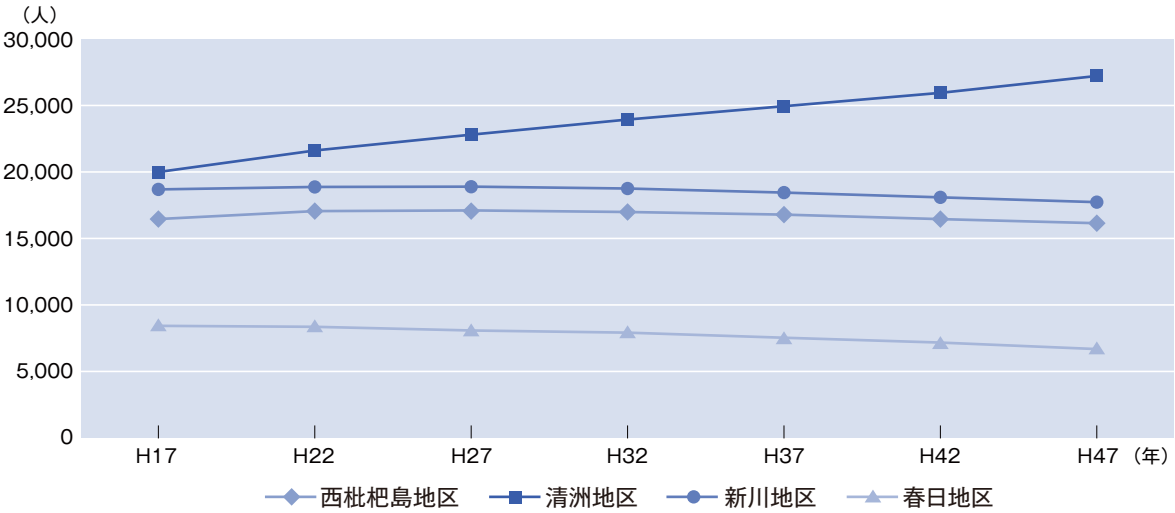
■ 春日地区 (人、%)							
	実績値		推計値				
	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47
総人口	8,320	8,224	8,044	7,795	7,438	7,015	6,590
比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
0～14歳	1,137	1,114	960	813	661	591	554
年少人口比	13.7%	13.5%	11.9%	10.4%	8.9%	8.4%	8.4%
15～64歳	5,802	5,409	5,081	4,877	4,702	4,370	3,928
生産人口比	69.7%	65.8%	63.2%	62.6%	63.2%	62.3%	59.6%
65歳以上	1,381	1,637	1,941	2,045	2,018	2,000	2,057
老年人口比	16.6%	19.9%	24.1%	26.2%	27.1%	28.5%	31.2%
年齢不詳	0	64	62	60	57	54	51
比	0.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%

※旧4町地区と清須市の推計結果の乖離について
旧4町地区の推計については、各地区ごとに社会移動率を算出しているため、旧4町地区の数値を合算したものと清須市の数値には乖離が生じている。

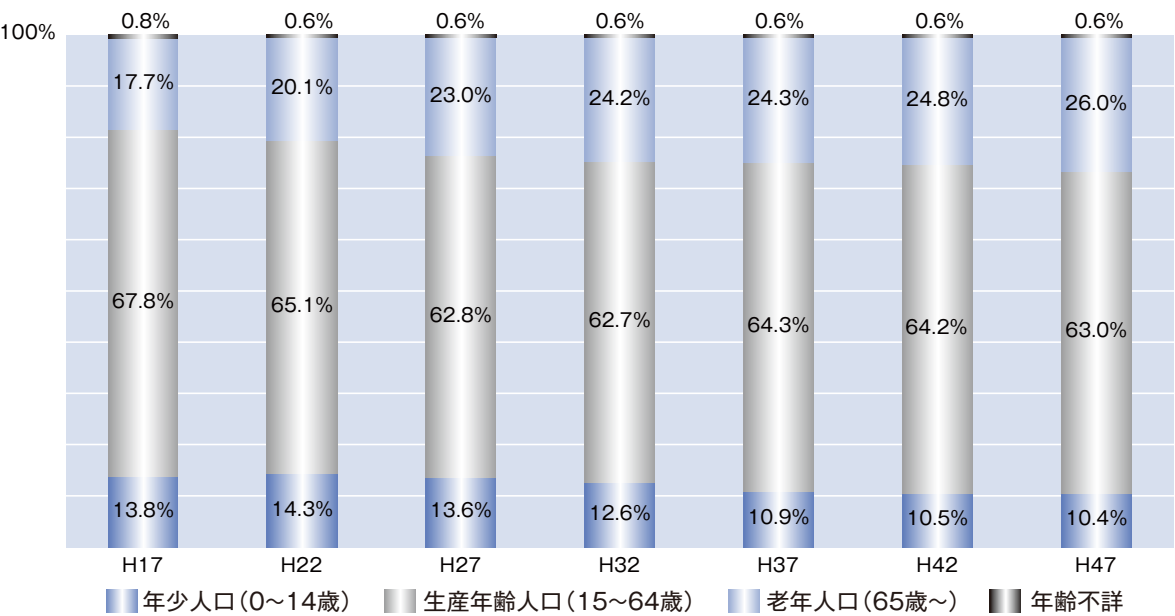
■ 清須市の将来人口見通し(H27～)



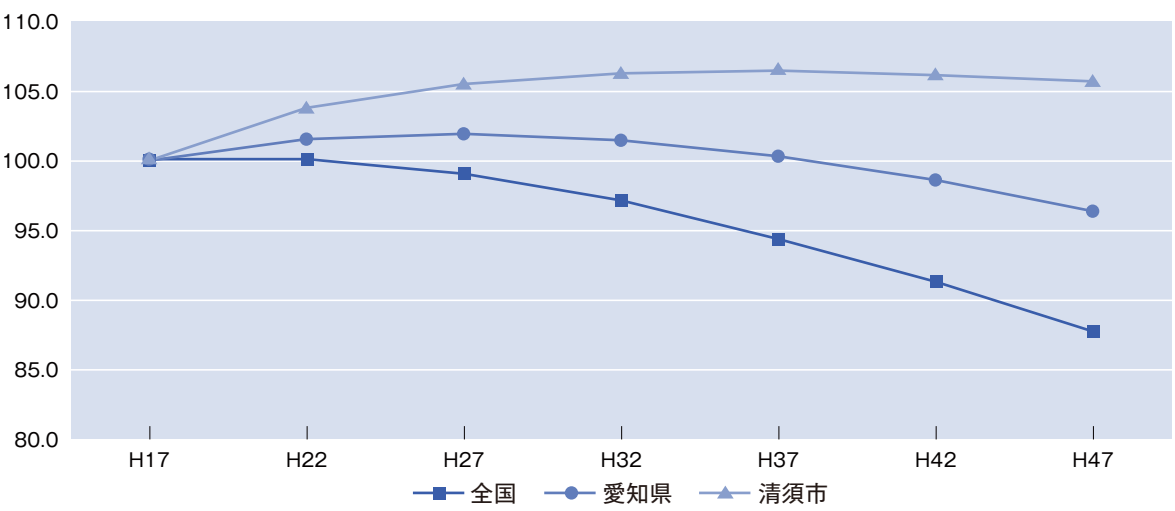
■ 旧4町地区の将来人口見通し(H22～)



■ 年齢別人口構成の将来見通し(H22～)



■ H17を100とした場合



5 世帯の推計

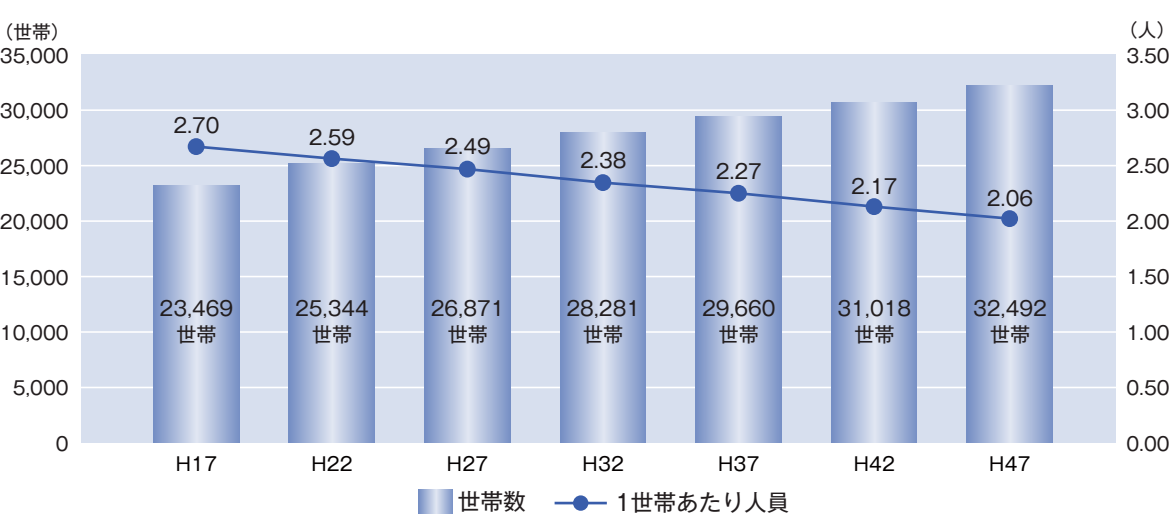
人口推計の結果から清須市の世帯数を推計する。

まず、国勢調査結果による清須市(旧4町)の1世帯当たり人員が、平成12年に2.81人、平成17年に2.70人、平成22年に2.59人となっていることから、この傾向が今後とも継続すると仮定して、1世帯当たり人員の将来仮定値を算出する(回帰直線による予測値)。

次に、将来推計人口を1世帯当たり人員の将来仮定値で除することにより、将来世帯数を推計する。

	実績値		推計値				
	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47
人口	63,358	65,757	66,842	67,334	67,455	67,237	66,970
世帯あたり人員	2.70	2.59	2.49	2.38	2.27	2.17	2.06
世帯数	23,469	25,344	26,871	28,281	29,660	31,018	32,492

■ 世帯数・世帯当たり人員の将来見通し(H27～)



8 清須市のSWOT（スウォット）分析

今後のまちづくりを考える上で、清須市の強みと弱みを推し量る必要があります。

そこで、主に企業の組織戦略や販売戦略などを検討する際に使われる分析手法であるSWOT（スウォット）分析を用い、組織の強み（Strength）、弱み（Weakness）、機会（Opportunity）、脅威（Threat）の4つの軸から評価するものです。

「機会」「脅威」という言葉はわかりにくいという指摘があるため、ここでは、その組織が直面する外部環境からプラスの影響（順風）があるか、マイナスの影響（逆風）があるか、という観点で整理します。

		清須市を取り巻く環境の分析	
		順風（O） ＝主に立地条件	逆風（T） ＝主に行政経営環境
清須市の分析	強み（S）	【積極的攻勢】 ■名古屋都心に近接し交通利便性が高い（市内に鉄道駅が10駅） ■増加傾向にある人口動向、居住地としての評価が高まりつつある ■名古屋都心に近接し交通利便性が高い（市内に鉄道駅が10駅） ■歴史資源が豊富、全国的に知名度が高い	【差別化戦略】 ■全国的にみて相対的に高い財政力、高い住民サービス水準 ■将来的な人口減少は比較的緩やかに推移 ■東西約5km、南北約8.0kmと市域がコンパクト
	弱み（W）	【段階的施策】 ■災害のイメージ、名古屋西部の住宅地としての評価の低さ ■幹線道路、下水道など都市インフラ整備が必要 ■同種の公共施設が重複	【専守防衛】 ■旧4町ごとの地域特性の相違、一体感醸成の必要性 ■地形的に継続的な治水対策が必要 ■市街化率が高いため開発余地が少なく、開発コストが高い